

災害事例  
とその対策  
No.15

## 走行中のフォークリフトが作業員を直撃する

1. 事業の種類 貨物運送事業
2. 労働者数 約110名
3. 被災者 班長 男性45歳
4. 傷病名 急性心不全（死亡）
5. 災害発生状況
  - (1) 構内埠頭岸壁上で被災者Aがドライパルプの結束（荷締め）作業中、Bが運転するフォークリフトが誤ってAに激突した。
  - (2) 作業内容は、トラックで埠頭岸壁上の未結束ドライパルプ置場に搬入されたドライパルプをフォークリフトで結束場に運び、そこで結束したドライパルプをさらにフォークリフトで仮置場に仮置きし、最後に「船積み用結束パルプ置場」に運搬する作業で、当日フォークリフト運転者3名と一般作業員7名が作業に従事し、Aは班長として作業の指揮監督にあたり、無線機や誘導用の笛を携帯していた。
  - (3) 結束作業は、束になっているドライパルプ（6束）に帯鉄（鋼製バンド）を掛けて荷締めし、1個の荷として船積みするもので、当日構内岸壁上に結束場を4カ所（①～④）設け、2人が1組となり作業を進めることにしていたが、作業員Cと一緒に作業をする者がいないため、Aが自ら作業に加わりCとともに作業に従事した。
  - (4) AとCは埠頭のほぼ中心地に結束場②を設け、午前8時45分頃から作業を開始した。結束場②にはドライパルプ6束が運び込まれ、それぞれ針金で仮締めされており、この束を3段重ね（立方体状）にして結束するもので、午前9時頃2人は帯鉄の両端を接合するシール（留め金具）を取り付けるため、Aがシールを押さえCがシーラー（封かん器）でシールを締めていた。
  - (5) このとき、B（19歳）が運転するフォークリフトが前進走行のまま、突然結束場②に突っ込みAを直撃、急停止したが間に合わず、Aは約1m跳ね飛ばされた。
  - (6) Bは構内の結束場①で結束したドライパルプ（縦1.35m、横0.9m、高さ1.25m）をフォークリフト（アタッチメントがサイドクランプに交換されたもので、通称クランプリフトと呼ばれ、最大荷重3.5t）に積み、仮置場に運搬する途中であった。
  - (7) Bは荷をフォークリフトに積み、aの方向にバック運転し、さらに前進して切り換え、bの方向にそのまま走行し、結束場②で作業中のAに気づかなかった。構内は場所は広いが、Bが運転していたフォークリフトの積荷が高く前方の視界が良くなかった。Bはフォークリフト運転技能講習を修了したばかりで日が浅かった。
6. 災害発生原因
  - (1) 作業開始前の打合せが行われていなかった。
  - (2) 作業指揮者は、作業構内が広く、大丈夫だろうと思い込み、安全確認を十分行わず、関係作業員への指示も行われていなかった。
  - (3) 荷が大きく、フォークリフト運転手が前方の視界がさえぎられたまま前進走行したこと。
  - (4) 運転技術が未熟で思い込みによる運転があったこと。

などが複合して発生したものである。

## 7. 災害防止対策

- (1) 作業計画を作成、作業指揮者を選任し、その作業計画により作業を指揮させること。
- (2) 作業開始に先立ち安全を十分確認し、作業に対する指示を明確に行うこと。
- (3) 大きい荷を運搬するときは、バック運転をするか、または誘導者をつけて行うこと。

### (関係法令)

#### ＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

#### ＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

